

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の区域変更

公 示

開発行為の工事の完了
土地改良区役員の退任

(道路維持課) 四二七^ハ

(建築指導課) 四二七
(東濃農林事務所) 四二八

告 示

岐阜県告示第三百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年九月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

第 四 百 三 十 一 号
令 和 五 年 九 月 二 十 六 日

(火曜日)

公 示

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 区域敷地の幅員延長 | | 備考 |
|-------|---------------|---------------------------|--------------|--------------|----|
| | | | 前 | 後 | |
| 県道 | 伊自良線 本 業 線 | 山県市大字長滝字名古屋 洞七五三番四地先地内 | 一四・八 二〇・〇 | 一四・八 二四・三 | |
| | | | | | |

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和五年九月二十六日

第三十六条第三項の規定により公示する。

| | | |
|---|--|--|
| <p>開発許可（変更許可） 番号及び年月日</p> | <p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> | <p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> |
| <p>岐阜県指令岐西建築第一五四号の二二一 令和 五・ 四・ 一八</p> | <p>羽島市足近町五丁目五七七番一及び五七七番二</p> | <p>愛知県豊田市浄水町伊保原一四七番地 岡 本 照 子</p> |
| <p>岐阜県指令岐西建築第一五五号の一八 令和 五・ 一・ 五</p> | <p>瑞穂市穂積字中原一七五九番一の一部</p> | <p>岐阜県大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲 川 鉄 心</p> |
| <p>岐阜県指令岐西建築第一六三号の六 令和 四・ 一・ 二・ 六 〔岐阜県指令岐西建築第一六六号の二三三〕 令和 五・ 二・ 六</p> | <p>安八郡安八町牧字二番割一五〇番</p> | <p>愛知県清須市西田中本城一〇二番地 浅 野 幸 子</p> |
| <p>岐阜県指令岐西建築第一六三号の一〇 令和 五・ 三・ 三〇 〔岐阜県指令岐西建築第一八八号の六〕 令和 五・ 五・ 一</p> | <p>安八郡安八町南今ヶ淵字東沼六二五番一から六二五番三まで、 六二六番一、六二七番一、六三七番一及び六三八番一</p> | <p>岐阜県本巣市北野七一番地 ハウズレクト株式会社 代表取締役 高 木 正 臣</p> |

令和五年九月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和五年九月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

| 土地改良区 | 退任年月日 | 役名 | 氏名 | 住所 |
|-----------|-------------|----|-------|---------------|
| 瑞浪中部土地改良区 | 令和 五・ 九・ 一三 | 理事 | 大塚 富也 | 瑞浪市土岐町 四三九四番地 |

令和五年九月二十六日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社